

別表第2(第6条関係)

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費及び保管料を含むものとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 (1) 特許権使用料(契約に基づき使用する、特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) (2) 水道、光熱及び電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) (3) 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費及び労務費を除く。)) (4) 負担金(事業を行うために必要な契約、協定等に基づき負担する経費)
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 (1) 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬及び移動に要する費用 (2) 準備、後片付け整地等に要する費用 (3) 機械の設置撤去、仮道布設現道補修等に要する費用 (4) 技術管理に要する費用 (5) 交通の管理及び安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他要する費用をいう
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費及び通信交通費をいう。

	付帯工事費		交付要件に定める柵塀(柵塀の購入費を含む。)に係る工事費をいう。ただし、本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。